

チャイルドライン24ご協力のお願い!!

三重県は、NPOと行政の協働を推進する取組みの一つとして「NPOからの協働事業提案」を募集しました。その中でMIEチャイルドラインセンターが提案された「子どもの心を受け止めるネットワークみえ」が行政と民間の23団体(本年6月現在)で組織されワーキングを重ねてきました。具体的な取組みとして、民間の16団体(本年6月現在)で「チャイルドライン24(24時間フリーダイヤル子ども専用電話)」の実施組織ができ、動き始めています。

現在の子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待など深刻化してきています。不登校、引きこもり、学級崩壊、少年犯罪などが社会問題となっている現状を見た時、子どもを対象とした24時間フリーダイヤル相談電話を設置することや、子どもにかかわる様々なNPO、行政、企業がネットワークをつくり、子どもの生の声から学び、様々な切り口から子どもに関する問題に取り組んでいくことは非常に重要であると考えます。

「チャイルドライン24」事業は、本年5月5日～8日までの4日間試行的に実施され、8月26日以降は、週1日24時間(毎週金曜日14:00～土曜日14:00計37日間)を実施し、最終的には365日24時間体制を目指しております。

0120-969-147
(子ども専用フリーダイヤル)

私はNPOが中心となってスタートしたこの取組みを支援していきたく思います。是非とも皆様方にもご理解いただき下記のお願ひの中で可能な限りのご協力を賜りたくお願い申し上げます。

◆◆◆お願い◆◆◆

① 電話の「受け手」を募集しています。

電話の「受け手」はボランティアで講習等により養成します。現在60人程度の「受け手」の方が登録されているとのことですが、365日24時間体制で実施するためには1,000名の「受け手」が必要です。

② 「みえ子どもファンド」に取り組んでいただける団体又は、個人を募集しています。

「チャイルドライン24」はフリーダイヤルのため、電話代を含めた様々な経費がかかります。このため「みえ子どもファンド」をつくり、オレンジの羽根とチャイルドライン24募金シールによる募金活動を行っています。

③ 募金をしていただける方を募集しています。

オレンジの羽根は、1枚100円以上の募金、チャイルドライン24募金シールは、1シート(シール10枚)100円以上の募金となっています。



ロシア/ババロフスク州議会にて

以上勝手ながら3つのお願いを書かせていただきました。いずれかのご協力をいただけます方は、お電話又はE-mailにて、いながき昭義事務所までご連絡下さい。尚詳細なご説明が必要な方は是非お問合せください。

パソコン教室のご案内

いながき昭義事務所では、パソコン教室を開校しています。初心者対象のパソコン教室ですので、「パソコンをやってみよう」「前に少し習ったことがあるけどそれ以来パソコンを使っていない」という方、是非お電話下さい。

◆ 営業時間: 月曜日～木曜日 9:30～20:20

◆ 授業形態: 少人数制、個別指導

◆ 料金: チケット制です。

10回講座分チケット(一回の授業は1時間20分)で10,080円

一時間あたりの授業料に換算すると約750円と超格安です。

その他、入塾時のみ、入会金(1万円)テキスト代(2,500円)がかかります。

※お申込み方法
0593-61-7875
までお電話ください。
無料体験、随時募集しています。

個人献金のお願ひ

いながき昭義の政治活動は、皆様方の個人献金にお支えいただいております。心から感謝申し上げますと共に、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。勝手申しますが、右記口座にお志をお振込みいただきますようお願い申し上げます。尚収支報告につきましては、HPで詳細に公開しております。

http://www.dream-21.jp/money_index3htm.htm

◆三重銀行 三重支店
口座番号 911077
名義 昭友会 代表者 稲垣昭義

◆郵便局
記号 12280 番号 26086671
名義 昭友会 代表者 稲垣昭義

Dream21 (ドリーム21)

第14号

発行: いながき昭義と明日の三重を考える会 Tel 0593-61-7873 Fax 0593-61-7876
《事務所》〒510-8012 四日市市茂福町9-27 URL <http://www.dream-21.jp>
《自宅》〒512-0904 四日市市東坂部町266-6

後援会事務連絡

皆様のご健勝お祈り申し上げます!!

日頃は、いながき昭義の政治活動をお支えいただき、後援会活動にご理解をいただき誠にありがとうございます。

三重県議会第二回定例会が閉会し、「Dream21第14号」をお届けさせていただきます。この議会では、大矢知地区の産廃問題、財団法人三重県環境保全事業団の平成16年度決算や、指定管理者制度など盛りだくさんの内容でした。いずれも、いながき昭義が積極的に取り組んでいる問題で9月議会、12月議会と継続して議論が必要なものです。

今後も、いながき昭義は、地域問題解決のため、県政発展のため全力で取り組んで参ります。今後とも暖かいご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

いながき昭義後援会会長
古市 祐治



メールマガジン100号突破!!
リアルタイムな県政情報をお届けします。
登録はinagaki@dream-21.jpまで!



いながき昭義県政報告会日程

第28回	9月4日(日) 14時～15時 桜地区市民センター	第30回	9月11日(日) 14時～15時 富洲原地区市民センター
第29回	9月4日(日) 19時～20時 川島地区市民センター	第31回	9月11日(日) 19時～20時 大矢知地区市民センター

恒例の県政報告を行います。皆様お誘い合わせで是非ご出席下さい。

最年少三重県議会議員 いながき昭義後援会会報

●○ 平成17年第二回定例会 報告 ○●

(会期:平成17年6月8日～6月27日)

今議会では、補正予算3件、条例案25件、その他議案13件あわせて41件が審査され可決されました。中でも補正予算に関しては、県が管理委託している公の施設について、指定管理者制度を導入するにあたり、公の施設の設置条例を改正するとともに、債務負担行為の追加を行ったものです。(指定管理者制度の導入は、平成15年第3回定例会一般質問にて私が提案させていただいたものです。これまでの経緯については私のHPに詳しく掲載致しておりますので是非ご参照ください。)

《今後の指定管理者制度導入の手続き》

平成17年第2回定例会 (6月)	公の施設設置条例の一部改正・債務負担行為の設定
平成17年7月～	指定管理者の募集告示、申請・受付・審査、選定、候補団体の決定
平成17年第4回定例会 (11月)	指定管理者の指定議決
平成18年1月～	協定の締結、事務の引継ぎ等
平成18年4月～	指定管理者による施設管理の開始 (3年間あるいは5年間の指定)



代官橋竣工式にて



むつ科学技術館
原子力船むつ
「原子炉」にて

健康福祉環境森林常任委員会報告

《全国最大の矢知地区産廃不法投棄問題で激論！！》

昨年県内11ヶ所の不法投棄現場について県が安全性の確認調査を行っています。今議会では、大矢知地区の不法投棄現場について調査の途中経過として面積、容積が発表されました。不法投棄量が全国最大規模であることが判明し、不名誉なことですが、連日マスコミにも大きく取り上げられることになりました。

◆ 大矢知地区産業廃棄物処分場の面積、容積(6月16日現在)

	面積 (㎡)	容積 (㎥)	埋立処分者
①許可済部分	52,781	127万	川越建材興業
②処分場設置者による違法部分	42,000	67万8千	川越建材興業
③昭和56年以前と以降の確定が出来ない部分	①②の下層部	67万3千	未確定
④処分場隣接区域	16,471	24万3千	不明

※ 現時点で違法と確定した部分は②の部分

◆ 今後の対応

- 上記表②の67万8千㎡については、処分者が特定出来るので川越建材興業に対して、撤去に向けての改善命令を行います。
- 上記表③の67万3千㎡については、埋立処分者が特定出来れば必要な措置を講じます。
- 上記表④の24万3千㎡については、投棄された時期や業者及び地権者のかかわりも不明のため、今後の調査結果を踏まえて検討します。
- 現在実施中の、土壌、水質等の調査結果は専門家の意見を踏まえて今年度末を目途に取りまとめます。この結果、人の健康に影響を及ぼすような有害物質が検出されるなど、周辺への生活環境保全上の支障の恐れがあると判断された場合は、処分者などに対して、有害物質の撤去や、水質浄化などの措置命令を行うなど地域の安全を確保します。

◆ 参考

全国的に負の遺産として産業廃棄物の不法投棄問題が出ておりますが、主な所の容積は、香川県豊島が45万8千㎡、青森岩手県境が67万㎡、岐阜が75万3千㎡です。大矢知は今回違法と確定した部分だけでも67万8千㎡、不法投棄全体量は、159万4千㎡と全国最大規模となり非常に大きな問題です。

※次回、第三回定例会の日程は、9月21日～10月19日の日程で行われます。

◆常任委員会議事録要約◆

稲垣昭義委員: まず、大矢知地区の不法投棄に関して質問します。今回の調査で、面積と容量が特定されました。有害物質の有無は現在調査中ですが、今後の対応についてお尋ねします。昨年4月30日に知事が現地を視察され、「実態のひどさを強く感じました。今後、県民の安全・安心のため、その影響度を調査するとともに、不法投棄対策を国へも働きかけていきたい」とコメントをされています。1年以上経っていますがこの間、知事は国に対してどのような働きかけをしてきて、今後どのような働きかけを行いますか。

松林総括室長: まず罰則の強化ということで、視察が終わった後、大臣の方へ知事が直接要望をさせていただいております。

油家部長: 今後については、国(環境省)に対して要望していくことも重要ですが、同じ悩みを持ったほかの都道府県に働きかけ一緒に国に対して要望していきたいと考えます。

稲垣昭義委員: これまで、罰則強化を担当大臣に要望されたということですが、もちろん罰則強化も大事ですが、調査結果が出る前から知事も現場を見て実態のひどさを強く感じておられた中で、対応が非常に弱いと感じます。産業廃棄物行政は、国の対応がこれまで後追いであったことを考えますと、国に対して強く主張し、本来なら調査期間であつても国との協議を詰めていく必要があつたと思いますが、部長いかがですか。

油家部長: これまでのことについては、確かに委員ご指摘のように、国の方も非常に難しい問題だということで具体的な動きになっていません。私どもの要望については国も認識は持っていますが、今のところ香川県の豊島のように具体的な案件が出てきた時に国と協議をしていくということです。新しい制度となりますと整理しなければならぬ問題があります。しかしながら、大矢知の問題について国・県、いわゆる行政としてどういったことをしていくのかということ、制度的なものも含めて、もう一度一緒に考えてみるよう要望していくつもりです。

稲垣昭義委員: 香川県の豊島の場合は、国はそれ用の特別な措置を講じましたが、今回の大矢知の件についても国へ特別な措置を講じるよう働きかけていくということでしょうか。

油家部長: 私どももすぐにでもそういう形で国と協議をして、次のステップを踏みたいという思いですが、制度的にはいくつかの段階がありすぐというわけにはいきません。ポイントは、調査結果が全部わかって、有害物質がまず出るか出ないかというのが次のステップへの一つのポイントというふうになるかと思えます。

稲垣昭義委員: 今のご説明は現在の制度上での話です。大矢知の不法投棄が全国的に問題になっている中で、今までの制度とは違った国の責任として踏み込んだ制度を国に対して求めていく気がありますかという質問なのですが。

油家部長: 大きな規模の処分場ですし、非公式になるのかと思えますが、早い時期から国と協議していく必要があると考えます。

稲垣昭義委員: もう一点、先程部長が言われました他の

議会報告は年4回発行しております。バックナンバー(第1号～第13号)が必要な方はご連絡下さい。お持ちいたします。

都道府県との連携については、三重県の方から提案をして率先して動いていただけるという理解でよろしいか。

油家部長: そのつもりで準備しようと思っています。論点を整理してある程度準備をした上できちっとその理屈なり制度要望の中身を詰めなければならないと考えます。各都道府県と歩調を合わせるため情報収集しながら努力していきたいと思っています。

稲垣昭義委員: 他の都道府県と連携しての制度要望を是非お願いします。次に、これからの県の体制ですが、今までは環境森林部で油家部長を中心で取り組んでいただいております。例えば青森県の場合ですと、県境の大きな不法投棄への対応として、県境再生対策推進本部を、副知事をトップに全庁的な体制で設置しています。岐阜の場合も市長をトップに不法投棄対策本部を設置して、これも全庁的な取り組みです。県としてこれから全庁的な取り組みとして、組織をつくる必要があると考えますがいかがですか。

油家部長: ちょっとどうお答えしていいのか……。本来そうありたいと思っております。具体的な答弁はご勘弁いただきたいと思います。

稲垣昭義委員: 本来、知事に聞くことですので、県の組織体制については要望ということでお願いします。大きな問題であることは確かですので、全庁的な体制で取り組めるような県の体制を当然整備していただきたいと思えます。最後に、現在行っている土壌、水質等の調査で、具体的に例えばこういう項目について調査をしているというものはありますか。

松林総括室長: 現在の安全確認調査とは別に平成11、12年ごろから事業者により井戸を掘らせて、県もその水をとって分析をやってきております。主にそれは有害物質ということで調査しております。一部、若干ですがけれども、砒素、ベンゼンが出ております。

稲垣昭義委員: 調査の最終結果が出てくるのが、今年度末ということですが、最終結果が出るまでにも、随時、今こういう調査をしているのだとか、この部分について分析に時間がかかっているとか、こういう調査をした結果、更にこういう調査が必要になったとかは、報告いただきながら、情報共有させていただきたいと思えますがいかがですか。

油家部長: おっしゃるとおりで、今後調査していく中で、例えば有害物質が基準を超えて、基準を上回るような量でかなり出た場合、これは当然住民の皆さんとか、県議会も含めまして、公表していく必要があると思っておりますので、そういった新たな事実なり重大な問題が出たときは、その都度その都度ご報告申し上げるべきものと思っております。



聲華流吟詠会10周年記念式典にて